

市議会議員選挙の選挙運動用ビラの作成等にかかる手引き

平成29年の公職選挙法改正により、市議会議員の選挙でも選挙運動用ビラを頒布できるようになりました。横手市では令和3年執行の市議会議員一般選挙から適用されます。

1. 一候補者当たりのビラの種類及び作成できる枚数は次のとおり

- ①種類：2種類まで
- ②枚数：2種類合計で4,000枚まで

2. 作成できるビラのサイズは次のとおり

- ①長さ：29.7 cm以内
 - ②幅：21 cm以内
- } A4判のサイズ以内

3. ビラに記載できる内容及び仕様は次のとおり

- ①記載内容：特段の制限なし
- ②色：白黒/カラーどちらでも可

※注意事項 i ビラには頒布責任者と印刷者の住所及び氏名(法人の場合は名称及び所在地)を表面に記載しなければなりません。

ii ビラには選挙管理委員会が交付する「証紙」を貼付しなければなりません。

4. 配布方法は次の方法に限られます

- ①新聞折込による頒布
- ②選挙事務所内における頒布
- ③演説会の会場内における頒布
- ④街頭演説の場所における頒布

※注意事項 i 事前に選挙管理委員会へ届出をし、証紙を貼付しなければ頒布できません。

ii 頒布することはできますが、散布することは禁じられています。

「頒布」と「散布」の違い

頒布：不特定多数に配布する / 散布：空中などからばら撒く

5. ビラ作成の費用負担及び1枚当たりの単価の上限は次のとおり

- ①費用負担：公営(無料)により作成できます
- ②単価の上限：7円51銭/枚(上限額を超えた分は自己負担)

※注意事項 i 公営でビラを作成するには、所定の手続きが必要です。

ii 供託金が没収された場合は公営の対象から除外され、作成費用は全額自己負担となります。

6. その他

- ①ビラの作成にかかる費用は、公営で作成した場合であっても選挙運動費用収支報告書に支出として記載する必要があります。